

財政制度等審議会における議論に対する意見

全国知事会地方交付税問題小委員会
委員長 井戸 敏三

10 月 13 日に開催された財政制度等審議会における財務省の主張は、部分的な情報によって、地方交付税が過大に措置されているとの誤った判断に導くものと言わざるを得ない。

地方財政に大幅な収支不足が生じている事態を無視して、地方財政に余裕があるとの主張や、特定の自治体が行っている施策でもって、地方全体の社会保障関係経費があたかも無駄な支出と決めつけるような主張を展開している。

こうした恣意的なデータをもとに議論された同審議会においては、各委員からも概算要求に盛り込まれた地方交付税の 1.5 兆円の別枠加算が縮小・廃止可能であるといった議論がなされたと報道されている。

政府は、地域主権改革を一丁目一番地とし、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮」するとした財政運営戦略を 6 月に閣議決定したにもかかわらず、財務省主導で地方一般財源削減に向けた一方的な議論が行われることは誠に遺憾である。

政府においては、地方の意見を十分に踏まえ、財源保障機能・財源調整機能を強化するため、地方交付税の復元・増額を図ることを求める。

1 地方財政計画について

(財務省の主張)

- ・ 地方交付税総額が地方財政計画を基礎として一定のルールに基づいて定まる以上、地方財政計画の過大計上は交付税総額の過大計上につながる。
- ・ 地方財政計画は、実績が計画額を下回ったからといって、その実績に基づいて交付税総額を再算定する仕組みとなっていない(決算による精算がない)ため、地方財政計画の過大計上は、そのまま国民負担の徒らな増大を意味することに留意することが必要。

(意見)

- 地方財政計画は、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定したものであり、地方公共団体ごとの事業費を積み上げたものではない。
- 一方、決算額は、地方公共団体ごとに、歳入では地方税や地方債の増減収、歳出では行革に伴う歳出削減や補正による歳出増など、各団体の歳入歳出の状況を反映したものである。
- こうした地方財政計画と決算額は、本来一致することを前提とされていない中で、歳出の一部のみを取り出して、決算額が計画額を上回った場合は、計画額の過剰計上であり、そのことが地方交付税の過剰計上に繋がっているとの主張は、地方交付税削減を目的とした恣意的なものと云わざるを得ない。

2 計画額と決算額の実質的な乖離について

(財務省の主張)

- ・ 地方財政計画の性格からは「決算額 > 計画額」となるのが自然であるが、分析を加えて実質的に比較をすれば、「決算額 < 計画額」という不自然な状況

項目	平成19年度
決算額 - 計画額 (A)	1.8 兆円
給与関係経費の「決算額 - 計画額」(B)	1.1 兆円
超過課税及び法定外税 (C)	0.7 兆円
制度融資分の「決算額 - 計画額」(D)	2.9 兆円
(A) - (B) - (C) - (D)	▲ 3.0 兆円

- ・ 地方財政計画歳出が過大、ひいては地方財政計画を基礎として算定されている地方交付税も過大計上（過大な国民負担）となっているおそれ
- ・ 地方交付税のマクロの財源保障水準が適切か検証が必要

(意見)

- 今回の計画額と決算額は、地方の標準的な行政水準を確保するという地方財政計画の決算水準を示したのではなく、単に当該年度の歳入及び歳出規模を比較するためのものである。
- 給与関係経費の1.1兆円が計画額を上回っているのは、実際の職員数が地財計画に反映されているわけではないなどの結果である。このため、全てが「標準的な水準」を上回る経費と決めつけるのは不適當。
- さらに、内訳をみると、例えば、決算における投資的経費が計画額を1.3兆円下回っているのは、地方税収が0.8兆円、国庫補助金が0.5兆円計画額より減収となったことなどが反映されたものと考えられる。
- このような点等を考慮すれば、決算額と計画額との比較にあたっては平成19年度限りではなく、さらに詳細な検討が必要と考える。

3 給与関係経費について

(財務省の主張)

- ・ 給与関係経費においては、計画額は決算額以下となっている（19年度決算の「決算額 - 計画額」：1.1兆円）が、計画額の計上に当たり、「標準的な水準」を上回っていないか、引き続き精査が必要
- ・ 特に、「わたり」等を背景として上位級に偏った都道府県の級別職員構成を前提とした計上、地域民間給与を上回る技能労務職員の給与の計上等については、地方公務員法の規定等に照らしてその計上のあり方を見直す必要。

(意見)

- 地方財政計画上の職員数が実態よりも15万人程度過小となっており、この人数差による乖離は約1.3兆円と推定される。
- 地方財政計画上の給与単価は国家公務員の給与水準に準拠しているので、国家公務員を上回る給与が措置されているものではない。
- しかも、実情は地方公共団体全体でラスパイレス指数が平成19年度で98.5と100を切っており、地方の給与水準は国と比べて低くなっている。
- 「わたり」等についてはほとんど解消されており、給与関係経費における決算額が計画額を上回っているのは、地方独自の格付などを主因とするものではない。

地方財政計画と定員管理調査の人員数			
	地財計画(a)	定員管理調査(b)	差(a)-(b)
【全 体】	2,399,747人	2,548,989人	▲149,242人

4 地方単独事業の計画額と決算額の実質的な乖離について

(財務省の主張)

- ・ 決算額では地方単独事業に含まれる経費の一部が計画段階では水準超経費として別建てで計上されていることを加味して分析すれば、地方単独事業の計画額は決算額を実質的に相当程度上回っている

< 計画額と決算額の実質的な乖離 >				
項目	決算額 (A)	計画額 (B)	乖離	A - B
投資的経費 (単独)	6.8 兆円	8.6 兆円	▲ 1.8 兆円	
一般行政経費 (単独)	12.7 兆円	13.3 兆円	▲ 0.6 兆円	
合計	19.5 兆円	21.9 兆円	▲ 2.4 兆円	

- ・ 一般行政経費 (単独)、投資的経費 (単独) とともに計画額が過大となっていないか検証が必要

(意見)

- 決算額との比較にあたり、水準超経費を地方単独事業に全額充当しているが、水準超経費は標準的な税収入額を上回る額であることから、基金積立金や公債費など他の経費にも充当されていると考えられる。このため、超過課税・法定外税収と同様、地方一般財源が充当されている経費で按分すべきである。

項目	決算額等 (A)	地方単独事業充当額		C - B
		財政審資料 (B)	地方意見 (C)	
超過課税、 法定外税収	0.7 兆円	0.1 兆円 (A の20.5%)	0.1 兆円 (A の20.5%)	0
水準超経費	2.4 兆円	2.4 兆円 (A の100.0%)	0.5 兆円 (A の20.5%)	▲ 1.9 兆円
計	3.1 兆円	2.5 兆円	0.6 兆円	▲ 1.9 兆円
投資的経費(単独)分		0.9 兆円	0.2 兆円	▲ 0.7 兆円
一般行政経費(単独)分		1.6 兆円	0.4 兆円	▲ 1.2 兆円

- また、投資的経費 (単独) が 0.8 兆円計画額を下回っているのは、決算において税収が計画額よりも減少したことが反映されたものと考えられる。
- これらを考慮すると、地方単独事業の決算額が計画額を下回ってはいない。

項目	決算額 (A)	計画額 (B)	乖離 A - B
投資的経費 (単独)	8.3 兆円	8.6 兆円	▲ 0.3 兆円
一般行政経費 (単独)	13.9 兆円	13.3 兆円	0.6 兆円
合計	22.2 兆円	21.9 兆円	0.3 兆円

5 社会保障関係経費について

(財務省の主張)

- ・ 社会保障関係経費の将来負担推計における地方負担のうち、国関連経費を除く経費(その他地方が負担する社会保障費 7.1 兆円)は、高齢化等に伴い必然的に増加する経費や制度として確立・定着した経費とは必ずしも言えない。
- ・ その増加への対応が喫緊の課題である国の年金・医療・介護等の社会保障給付費とは事情が異なる。

(意見)

(1) 地方一般歳出が削減される中、社会保障関係経費が他の歳出を圧迫

- 地方一般歳出が抑制される中、国民健康保険、介護保険、生活保護等の国の制度による社会保障関係経費が大幅に増加したことにより、その他の地方一般歳出を圧迫している。【図表 1】

＜国と地方の社会保障関係経費の推移(地方財政計画ベース)＞ (兆円)					
	H 15	H 19	H 22	-	22-
(一般歳出)	69.7	65.7	66.3	▲ 4.0	▲ 3.4
○ 地方 (社会保障関係経費)	6.8	10.1	12.9	+ 3.3	+ 6.1
(その他経費)	62.9	55.6	53.4	▲ 7.3	▲ 9.5
(一般歳出)	47.6	47.0	53.5	▲ 0.6	+ 5.9
○ 国 (社会保障関係経費)	19.0	21.1	27.3	+ 2.1	+ 8.3
(その他経費)	28.6	25.9	26.2	▲ 2.7	▲ 2.4
(注) 地方は補助関連の地財ベース、国は当初予算ベース。					

(2) 「その他地方が負担する社会保障費 7.1 兆円」は地方にとって喫緊の課題

- 「その他地方が負担する社会保障費 7.1 兆円」の中には、法令に義務付けのある保育所等運営費、乳幼児健診など(約 3.2 兆円)、利用者のニーズを踏まえて全国的に広く定着している乳幼児・障害者等医療費助成など(約 1.2 兆円)、その他新型インフルエンザ対策など(約 2.7 兆円)が含まれている。
- こうした地方が負担する社会保障サービスにかかる経費は、住民にとって不可欠なものであり、将来の社会保障関係経費を推計するにあたり、適切に積み上げられている。

【「その他地方が負担する社会保障関係経費7.1兆円」の内訳】

- 1 法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業(義務的な経費)・・・約3.2兆円
 - ・予防接種(880億円)
 - ・がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)
 - ・乳幼児健康診査(550億円)
 - ・保育所・幼稚園運営費(5,000億円)
 - ・障害者自立支援事業(960億円)
- 2 利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等・・・約1.2兆円
 - ・認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等(約6,450億円)
 - ・児童手当、児童扶養手当(1,050億円)
 - ・障害者福祉手当(840億円)
- 3 その他・・・約2.7兆円
 - ・新型インフルエンザ対策、難病患者支援等(約1.0兆円)
 - ・認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等(約6,000億円)
 - ・家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業(約4,000億円)

H20.12 総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より

6 地方のプライマリーバランス黒字論について

(財務省の主張)

- ・ 国は1993(平成5)年以降、プライマリーバランスは赤字の状態にあり、直近10年間は特に大幅な赤字が続いている。
- ・ この間、総体としての地方は、黒字基調。

(意見)

(1) 常態化している地方財政の財源不足

- 地方財政は、平成8年度以降15年連続して財源不足の状態が続いており、平成22年度の財源不足額は18.2兆円に達している。
- こうした状況のもと、国は、地方交付税総額の確保のための抜本対策を講じず、別枠加算や臨時財政対策債等、暫定的な対応に終始している。

< 財源不足額の推移 >

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
○ 財源不足額 (兆円)	17.4	14.1	11.2	8.7	4.7	7.5	13.4	18.2
○ 地財計画総額に 対する割合(%)	20.2	16.7	13.3	10.5	5.7	9.0	16.3	22.2

(2) 形式的なプライマリーバランスは黒字だが実質的には赤字

- 地方のプライマリーバランスは黒字基調と言われるが、地方交付税の別枠加算と国の一般会計加算を考慮すれば、実質的な地方財政のプライマリーバランスは赤字となっている。【図表2】
- 機械的に計算されるプライマリーバランス黒字により、あたかも地方の財政運営に余裕があることを前提に議論することは誤りである。

< H22地方財政計画における地方財政のプライマリーバランス >			
(単位：兆円)			
地方財政の プライマリー・バランス	地方交付税の加算措置 別枠加算	国一般会計加算	実質的な地方財政 のプライマリー・バランス
▲0.1	1.0	8.4	▲9.5

(3) 実質的な赤字のため地方は国を上回る行革を強いられている

- 実質的なプライマリーバランスが赤字である地方は、国の定める枠組みでの財政運営を強いられる中、社会保障関係経費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費、人件費等において、国を上回る歳出削減を行ってきた。
- その成果により、地方のプライマリーバランスが形式的に黒字傾向となっているにもかかわらず、地方財政運営には余裕があると判断することは誤り。【図表3】

< 主な国・地方の財政指標 >			
(単位：兆円)			
	【国】(H15→H22)	【地方】(H15→H22)	
○ 歳入歳出総額	81.8→92.3(+10.5)	86.2→82.1(▲4.1)	
○ 社会保障関係経費	19.0→27.3(+8.3)	6.8→12.9(+6.1)	

< 歳出削減に向けた地方の取組 >			
(単位：兆円)			
	【国】(H13→H21)	【地方】(H13→H21)	
○ 一般行政職員数	53.0万人→51.8万人 (▲1.2万人、▲2.2%)	111.4万人→95.5万人 (▲15.9万人、▲14.3%)	
○ ラスパイレス指数		100.5→98.5(▲2.0)	

7 地方交付税の果たしている役割と性格について

(意見)

(1) 地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠

- 47都道府県の約7割(32団体)は、歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。【図表4】
- 地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえその充実を図る必要がある。

〔 歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回る都道府県数
(H22年当初予算ベース) 32団体 〕

(2) 地方交付税は地方の固有財源

- 財政運営戦略により、国の「歳出の大枠」となる「基礎的財政収支対象経費」に地方交付税が含まれたが、地方交付税は、基本的に、国税5税の一定割合を基礎として、その総額は地方の標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方の固有財源であることから、国の裁量により減額されるべきものではない。
- また、地方交付税法第6条の3において地方交付税の財源不足が一定期間続いた場合、地方財政等の制度改正または交付税率の引き上げを行うことが法定されている。

(3) 地域間格差是正機能の復元の必要性

- 地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税を増額する必要がある。【図表5】

〔 < 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(都道府県) >
H15年度 H20年度 差
○ 地方税 0.58 0.58 0
○ 地方税 + 交付税 0.97 0.84 ▲0.13
(注)1人当たり地方税収の最多団体(東京都)を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。 〕

図表 1 地方財政規模の大幅縮減と地方一般財源総額の減少

概算要求における地方財政規模は、22年度に比べ0.3兆円増の82.4兆円、地方一般財源は、同額の59.4兆円、地方単独経費は、0.2兆円増の22.3兆円となっている。三位一体改革前の平成15年度と比較すると、依然として、地方財政規模は3.8兆円、地方一般財源は2.1兆円、地方単独経費は3.8兆円減額となっている。

(単位:兆円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23要求	H23-H22
地財規模	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.5	82.1	82.4	(0.3)
<各年度 - H15>	-	▲ 1.5	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 4.1	▲ 3.8	
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	16.9	(0.0)
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7	7.5	(▲ 0.2)
地方交付税等	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6	24.4	(0.0)
<各年度 - H15>	-	▲ 2.8	▲ 3.8	▲ 5.1	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 2.9	0.7	0.5	
地方税 (地方法人特別譲与税含む)	32.1	31.6	31.6	31.8	37.7	37.4	33.9	30.7	-	
税源移譲分等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1	3.1	3.1	
地方税(税源移譲分等含む)	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	37.0	33.8	-	
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.0	1.0	-	
地方一般財源 計	58.5	56.5	57.3	58.7	59.2	59.9	59.0	59.4	59.4	(0.0)
<各年度 - H15>	-	▲ 2.0	▲ 1.2	0.2	0.7	1.4	0.5	0.9	0.9	
地方一般財源 計 (税源移譲分等除く)	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9	56.3	56.3	(0.0)
<各年度 - H15>	-	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 2.1	
歳出	社会保障関係経費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	-
	<各年度 - H15>	-	0.8	1.6	2.4	3.3	3.8	4.2	6.1	-
	国庫補助経費	18.2	18.0	17.4	17.5	17.9	18.1	18.3	19.4	20.2
	<各年度 - H15>	-	▲ 0.2	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.1	0.1	1.2	2.0
	地方単独経費	26.1	25.2	24.6	23.6	22.5	22.2	21.9	22.1	22.3
	<各年度 - H15>	-	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 3.9	▲ 4.2	▲ 4.0	▲ 3.8

税源移譲分等: 税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金(税源移譲分は、義務教育国庫負担金や児童扶養手当給付費負担金など国庫補助負担金の削減分と見合いとなるものとして税源移譲されたもの)

その他: 地方譲与税(地方法人特別譲与税を除く)、地方特例交付金等、減税補填債

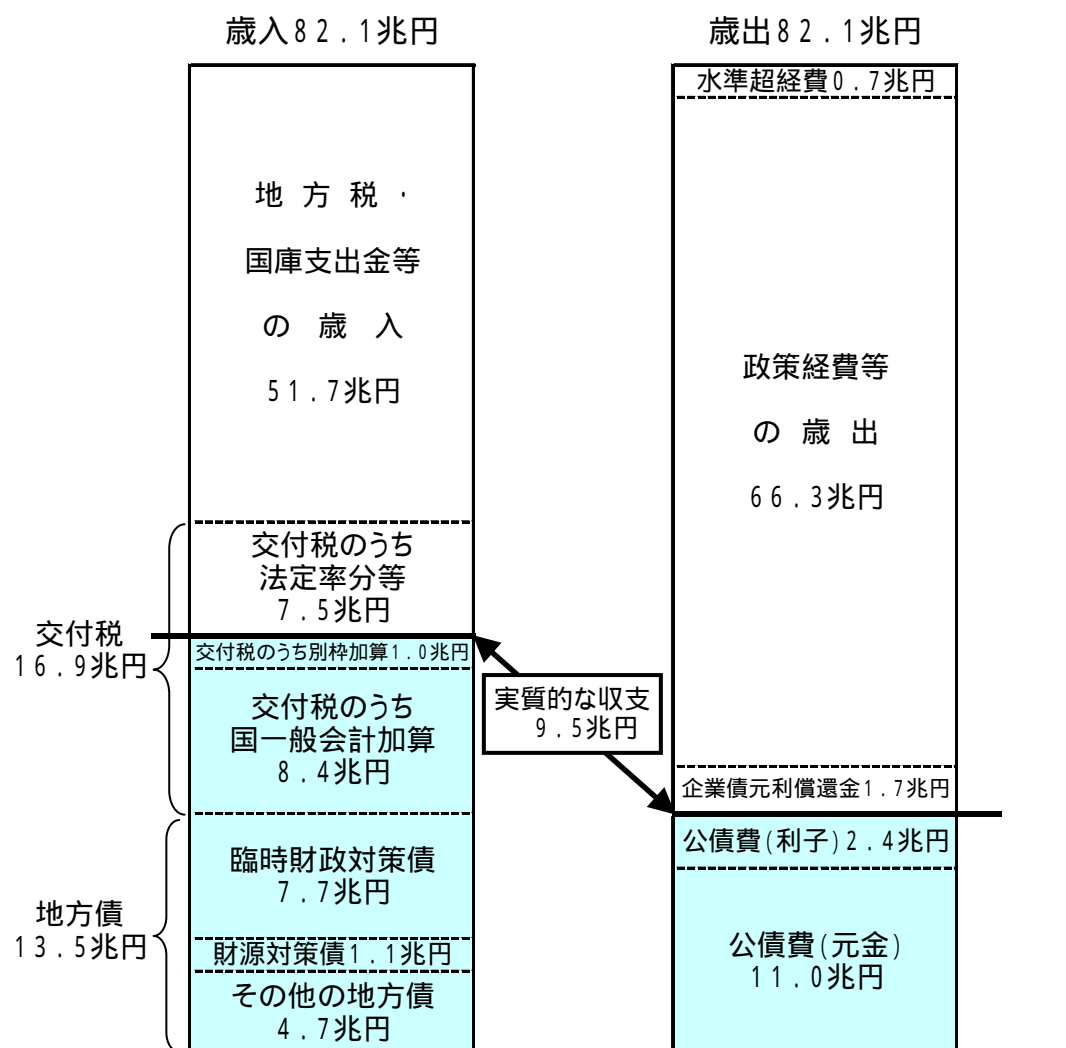
社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療、給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

H23要求の「-」は概算要求において明記されていない金額

(H22.11 全国知事会作成)

図表2 地方の財政収支について（H22年度地財ベース）

地方のプライマリーバランスは黒字基調と言われるが、地方交付税の財源不足を補っている臨時財政対策債、財源対策債、減税補てん債等を考慮すれば、実質的な地方財政のプライマリーバランスは赤字である。



図表3 地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1) 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

種 類	団体数	最大カット率	実施（予定）期間	削減（見額）額
給料	42	16%	H11 年度～H23 年度	1 兆 9,424 億円
管理職手当	44	25%	H10 年度～H23 年度	
期末・勤勉手当	19	30%	H10 年度～H23 年度	

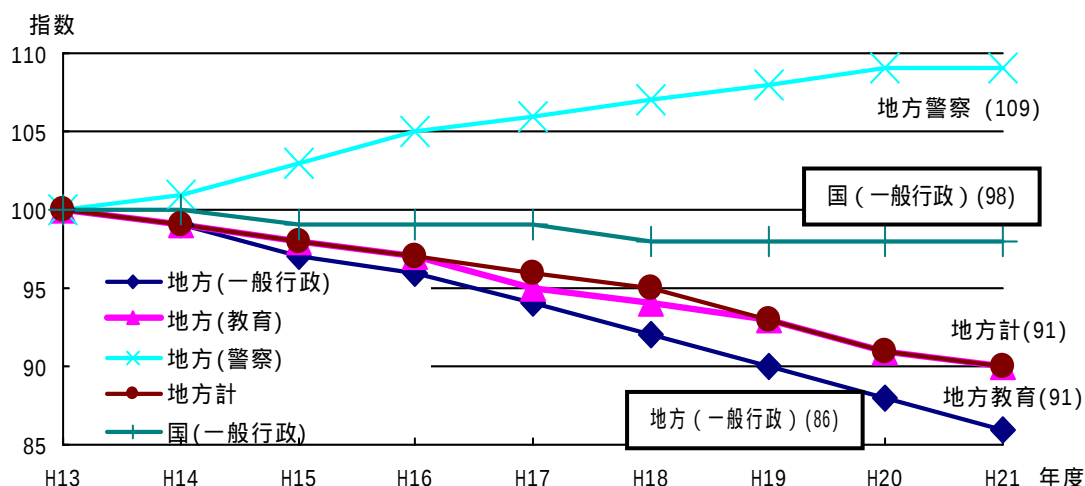
（H22.7 全国知事会作成）

（参考）ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成21年
全地方公共団体平均	100.5	98.5

（H22.4「地方公務員給与実態調査」より）

(2) 国と地方の公務員数の推移



(3) 国・地方一般行政職員の比較

	H 13	H 21	H 21 - H 13	H13～H21増加率
国	530,120人	518,261人	▲ 11,859人	▲ 2.2%
地 方	1,113,587人	954,775人	▲ 158,812人	▲ 14.3%

国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

国（一般行政）、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定（H22.7 全国知事会作成）

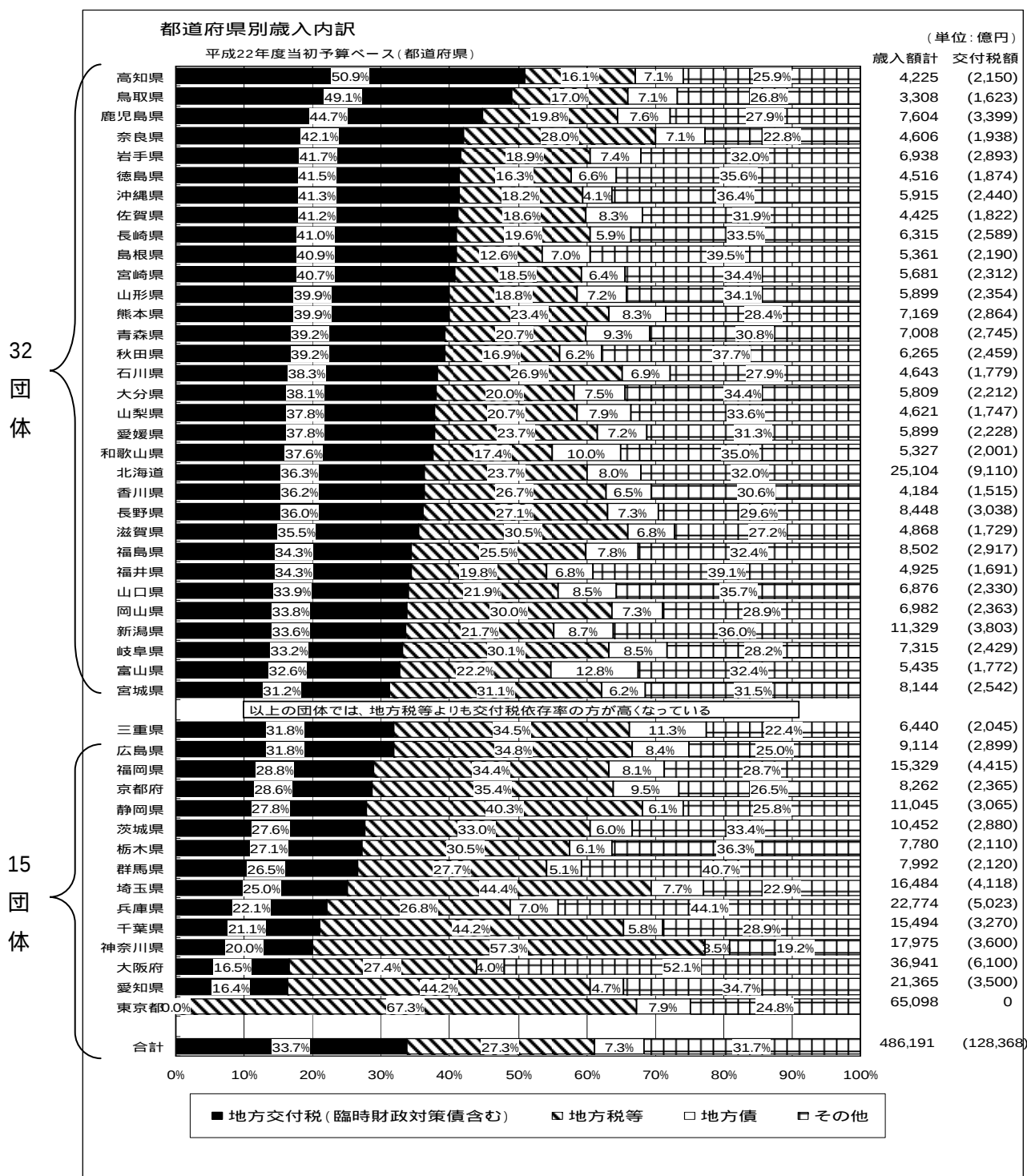
(4) 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

区 分	団体数	統廃合	備 考
都道府県出先機関	47	2,679 箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	47	737 箇所	外郭団体を含む。

（H22.7 全国知事会作成）

図表4 歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で 50.9%、都道府県平均でも 33.7%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は 32 団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。



地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

「地方税等」: 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」: 国庫支出金等。

(H22.7 全国知事会作成)

図表 5 拡大する地域間格差 減退する交付税の格差是正機能

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 0.97 ポイントであったものが、平成 20 年度決算額をもとに試算したところ、格差は 0.84 ポイントと、交付税の格差是正機能が後退している。

	H 1 5 年度		H 2 0 年度	
	地方税	地方税 +交付税等	地方税	地方税 +交付税等
都道府県間 歳入格差 (平均)	0 . 5 8	<u>0 . 9 7</u>	0 . 5 8	<u>0 . 8 4</u>

(注) 1 人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

（H22.7 全国知事会作成）

図表 5 - 2 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H20) (全都道府県)

	H15		H20		H20 - H15	
	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税
	A	B	C	D	E(C-A)	F(D-B)
北海道	0.48	1.20	0.46	1.01	▲0.02	▲0.19
青森県	0.41	1.19	0.42	1.01	+0.01	▲0.18
岩手県	0.41	1.24	0.41	1.04	+0.00	▲0.20
宮城県	0.52	0.98	0.51	0.83	▲0.01	▲0.15
秋田県	0.39	1.29	0.40	1.08	+0.01	▲0.21
山形県	0.43	1.19	0.43	1.00	+0.00	▲0.19
福島県	0.49	1.06	0.49	0.88	+0.00	▲0.18
茨城県	0.53	0.90	0.55	0.76	+0.02	▲0.14
栃木県	0.57	0.94	0.58	0.79	+0.01	▲0.15
群馬県	0.53	0.93	0.53	0.78	+0.00	▲0.15
埼玉県	0.51	0.72	0.53	0.63	+0.02	▲0.09
千葉県	0.54	0.75	0.55	0.65	+0.01	▲0.10
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	0.64	0.77	0.64	0.67	+0.00	▲0.10
新潟県	0.50	1.10	0.49	0.94	▲0.01	▲0.16
富山県	0.54	1.16	0.54	0.94	+0.00	▲0.22
石川県	0.55	1.16	0.56	0.97	+0.01	▲0.19
福井県	0.60	1.30	0.58	1.04	▲0.02	▲0.26
山梨県	0.52	1.24	0.54	1.03	+0.02	▲0.21
長野県	0.51	1.12	0.51	0.93	+0.00	▲0.19
岐阜県	0.52	0.99	0.52	0.83	+0.00	▲0.16
静岡県	0.62	0.87	0.61	0.74	▲0.01	▲0.13
愛知県	0.73	0.85	0.72	0.76	▲0.01	▲0.09
三重県	0.55	0.99	0.57	0.83	+0.02	▲0.16
滋賀県	0.55	1.03	0.57	0.83	+0.02	▲0.20
京都府	0.53	0.95	0.56	0.80	+0.03	▲0.15
大阪府	0.63	0.85	0.61	0.72	▲0.02	▲0.13
兵庫県	0.54	0.92	0.56	0.79	+0.02	▲0.13
奈良県	0.44	0.98	0.44	0.82	+0.00	▲0.16
和歌山県	0.44	1.18	0.46	1.01	+0.02	▲0.17
鳥取県	0.44	1.41	0.43	1.19	▲0.01	▲0.22
島根県	0.43	1.57	0.43	1.34	+0.00	▲0.23
岡山県	0.51	1.06	0.52	0.87	+0.01	▲0.19
広島県	0.55	0.98	0.57	0.84	+0.02	▲0.14
山口県	0.49	1.08	0.51	0.90	+0.02	▲0.18
徳島県	0.50	1.27	0.47	1.08	▲0.03	▲0.19
香川県	0.51	1.07	0.51	0.89	+0.00	▲0.18
愛媛県	0.43	1.06	0.46	0.90	+0.03	▲0.16
高知県	0.40	1.41	0.40	1.19	+0.00	▲0.22
福岡県	0.50	0.89	0.51	0.76	+0.01	▲0.13
佐賀県	0.43	1.18	0.45	1.01	+0.02	▲0.17
長崎県	0.38	1.13	0.39	0.98	+0.01	▲0.15
熊本県	0.40	1.06	0.41	0.89	+0.01	▲0.17
大分県	0.44	1.16	0.46	0.97	+0.02	▲0.19
宮崎県	0.38	1.16	0.41	1.00	+0.03	▲0.16
鹿児島県	0.38	1.18	0.39	1.01	+0.01	▲0.17
沖縄県	0.34	0.99	0.36	0.87	+0.02	▲0.12
計	0.58	0.97	0.58	0.84	+0.00	▲0.13
(東京都除き)	0.53	0.97	0.53	0.82	+0.00	▲0.15

1 人当たり地方税収額の最多団体（東京都）を基準として、都道府県の財政力格差を試算（決算ベース）。

上記数値は、都道府県ごとの人口 1 人当たりの税収、税収 + 地方交付税の「各都道府県 / 東京都」の数値。（数値が小さいほど東京都との 1 人当たり税収等の格差が大きい。例：0.5 であれば当該道府県の 1 人当たり税収等が東京都の 0.5 倍であることを示す。）

税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。

C 列の H20 年地方税には、H22 年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算。

（H22.7 全国知事会作成）